発注情報詳細等

件名 「市立学校プール清掃業務委託(その14)」

(令和3年2月2日公表分)

教育委員会事務局 教育政策推進課

発注情報詳細等 目次

	√-ÿ
市立学校プール清掃業務委託について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
令和3年度 市立学校プール清掃業務委託の入札順一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
発注情報詳細(物品・委託等)・設計書及び仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
公募型指名競争入札参加意向申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
委託業務経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14

市立学校プール清掃業務委託について

教育委員会事務局教育政策推進課

1 競争入札に付する事項 別添設計書及び仕様書のとおり

2 設計書及び仕様書に関する質問

(1) 方法

設計書及び仕様書に質問があり、回答を求める場合には、発注情報詳細に定める期日までに、別紙「質問書」を教育政策推進課に FAX または電子メールで提出してください。 (ただし、FAX の場合は提出した旨を電話で連絡してください。)

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局教育政策推進課 担当:萩原

FAX: 045(663)3118 / メールアドレス: ky-seisaku@city. yokohama. jp

(3)回答

令和3年2月15日(月)に横浜市(教育委員会事務局)ホームページ上に掲載します。それ以外による回答は行いません。

(4) その他

入札後、設計書及び仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

「令和3年度 市立学校プール清掃業務委託の入札順一覧」のとおり

- (2) 「公募型指名競争入札指名通知書」を持参した入札参加者が入札書を直接投函する 紙入札とします。
- (3)入札回数

ア 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書 は二枚ご用意ください。

イ 二回目の入札で落札者がないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、合 意した場合に随意契約を行うこととします。

4 その他

本契約は、令和3年度横浜市各会計予算が令和3年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。

5 契約手続等に関する問合せ先(入札参加申込送付先)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎14階

横浜市教育委員会事務局教育政策推進課 担当:萩原

電話:045(671)3243

令和3年度 市立学校プール清掃業務委託の入札順一覧

	11			2 021	金沢区 2
	10	<i>そ</i> の10	旭区 2、 戸塚区 1	その20	金沢区1
	6	その 9	旭区1	その19	以
	8	₹ 0 8	松区	その18	中区、 級 子区
入札順(上段:件名(数字部分)、下段:行政区)	7	£07	青葉区2	2017	港南区
名(数字部分)	9	<i>そ</i> の6	青葉区1	その16	国区
入札順(上段:作	5	<i>そ</i> の5	都筑区	その15	西区
	4	£04	港北区 2	その14	保土ケ谷区
	3	2 03	港北区1	その1 3	彩区
	2	2 02	鶴見区 2、 神奈川区	その12	瀬谷区
	1	その1	鶴見区1	その11	戸塚区 2
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E L		PM		ЬМ
			3月4日 (木)		3月5日 (金)
					2

·入礼会場:市庁舎9階 N12会議室(待機室:市庁舎9階 N11会議室)

・案件ごとの開始時間は設定せず、1つの案件が終了次第、次の案件の入札を行う。

・入札参加予定者は、参加予定の案件の開始時間までに集合することとする。

・両日とも最初の案件の開始時間は13時15分とする。

・指名されていない案件や交渉中の待機については、指定された会議室に限定する。

・指名された案件の入札が全て終了した事業者は、速やかに市庁舎を退出することとする。

発注情報詳細(物品・委託等)

	入札方法	入札書の持参による公募型指名競争入札						
	件名	市立学校プール清掃業務委託(その 14)						
	納入/履行場所	保土ケ谷	区内(小学校	18 校、中学校 6 村	交)			
	納入/履行期間等	契約締結	日から令和3	年8月31日 まで				
	営業種目	その他の	委託等					
	所在地区分	市内						
	規模区分	中小企業						
入札参加資格		1 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる。でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること2 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)にいて規模・所在地区分が「中小企業」・「市内」であること。3 当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有する者であること。4 営業種目が「その他の委託等」で登録が認められている者であること。たし、それに該当しない場合でも、当該業務もしくはこれと同種の業務の実施を有する者であれば認めるものとする。5 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。						
	提出書類	1 公募型指名競争入札参加意向申出書 2 委託業務経歴書						
	設計書(仕様書)	4ページ以降						
入	札参加申込締切日時	令和3年2月22日 午後5時 持参または郵送(郵送の場合は発送した旨 を電話または電子メールで発注担当課へ連絡すること) 受付場所:横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎14階 教育委員会事務局 教育政策推進課						
‡	省名・非指名通知日	令和3年	2月26日					
	質疑締切日時	令和3年 午後5時	2月8日	回答期限日時	令和3年2月15日			
	支払い条件	前金払	しない	部分払	しない			
	注意事項			横浜市各会計予算 ことを停止条件と	が令和3年3月31日までに横浜市 する案件です。			
	発注担当課	教育委員			話 045-671-3243 -seisaku@city.yokohama.jp			
	契約事務担当課	教育委員会	教育委員会事務局教育政策推進課					

	令	和 3	年	度	一般会計	- 歳出	第1	.5款1万	頁2目	12節	(1)委託	料
受付番号	寸号	種	目	番	号	連絡先	委託担 教育 電記	育政策排		担当者名 045-671-3		萩原
					灵		計			書		
1	委	計	É	名	市立学校	でプール清掃	業務委託	(その14)			
2	履	行	場	所	別紙仕様	書の通り						_
3	履 又		期期			契約締結						
4	契	約	区	分	□確定契	!約		■ ħ	既算契約			
5	そ	の他	特	記事	項							
6	現	場	説	明	■不要	(18 SC)		
7	委	託	概	要		(月	日時	<u>分</u>	場所	,		

8部 分 払 い

□する(回以内)

■しない

業	務	内	容	履予	定	行月	数	量	単位	立	単 価	金	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委	託	代	金	額	¥
内訳	業	務	価	格	¥
	消費和	脱及び地	方消費税	相当額	¥

		内	訳	書		
名称	概要	数量	単位	単価	金額	備考
プール槽内・プールサイド等 清掃業務(小学校)		(18)	校			****
プール槽内・プールサイド等 清掃業務(中学校)		(6)	校			
清掃業務管理費(機材、業務 固定管理等)		(24)	校			
消耗品費		(24)	校			
小計						

横浜市教育委員会

横浜市立学校プール清掃業務委託仕様書(その14)

1 履行期間

契約日から令和3年8月31日(現場での清掃作業は4月下旬から6月中旬までを目途とする)まで。

2 履行場所

保土ケ谷区内(小学校18校、中学校6校)

3 業務実施日時

日程については、事前に各学校と協議し、決定するものとする。

4 作業内容

清掃を行う範囲は、通常授業で使用するプール施設(プール施設出入口・出入口からプールサイドまでの通路・シャワーエリア・腰洗い槽・洗面台・洗眼機・足洗い槽・プールサイド・プール槽・プール槽排水溝・プールサイド排水溝等)とする。

※プール施設出入口からプールサイドまでの通路について、判断に迷う場合は都度、学校 へ確認すること。

「校種別プール槽サイズ(単位:メートル)]

小学校:25×7×1.0~1.2 中学校:25×12×1.2~1.4

(1) 作業時間

原則、平日の8:15~16:45とする。

(2) 排水

清掃を開始する前のプール内の水は、あらかじめ受託者の指定する水位まで学校にて排水をする。

(3) 写真撮影

清掃前と清掃後の状態が分かるように写真撮影をし、業務完了報告書に添付する。

(4) プール施設の清掃

形状、材質に応じた機材を使用して洗浄し、圧流水で流した後、残留水等を除去し、使用に 支障のないよう仕上げる。

(5) 排水溝点検

清掃終了後に、鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定され、安全に使用できる状態であるか点検すること。また、破損・突起物がないか確認すること。

(6) 給水

清掃を終了した後は、学校にて給水する。

(7) ごみ・汚泥等

清掃に伴い発生したごみは、学校にて処分する。受託者は分別を行い、ごみ置き場等学校の 指定する場所へ置くこと。

5 業務完了確認および報告

- (1) 業務終了後、別紙1「完了確認書」に学校管理者の確認を必ず受けること。
- (2) 業務終了後、別紙2「実施報告書」を2通作成し、1通を当該学校へ、1通を「完了確認書」と併せて教育委員会事務局教育政策推進課へ提出する。

6 留意事項

(1) 使用する機材等

プールの塗装、防水コーティング及び材質表面を損傷するような硬質のものは使用しないものとする。また、高圧洗浄機を使用する場合は、事前に学校へ電源使用について連絡し、使用可能かを確認すること。

(2) 履行場所について

ア 一部の履行場所について、同区内または近隣区の同校種の学校に変更となる場合がある。 イ 履行場所の詳細については、契約後に通知する。

(3) その他

- ア 本作業に必要な器具及び材料は受託者の負担とする。
- イ 汚れ具合によって必要であれば適宜洗剤を使用する。その際、河川や生き物などに有害 な洗剤を使用しないこと。
- ウ 本作業にあたり、プール施設の不具合(塗装の剥がれや一部破損等)が見られた場合は、 作業を行う前に、作業の継続可否について学校に相談すること。
- エ 本作業に伴い、プール施設の破損等が発生した場合は、学校及び教育政策推進課に報告するとともに、受託者の責により原状復旧等の必要な措置を講ずるものとする。
- オ 疑義等が発生した場合には、学校及び教育政策推進課と協議すること。

受託者名 :

市立学校プール清掃業務 完了確認書

作業日	:令和	年	月	日		
学校名	:					
					※該当箇所か	「無い場合は斜線とする。
作業項目					チェック	備考
プール施設	出入口					
出入口から	プールサ	イドまで	の通路			
シャワーエリ	Jア					
腰洗い槽						
洗面台・洗	眼機					
足洗い槽						
プールサイ	ド(排水溝	含む)				
プール槽						
プール槽排 (金具が固用に支障)	定され、	破損·突	起物がな	く使		
全体(児童生徒)	が支障な<	〈使用で	きる状態	(か)		

上記について問題がないことを確認しました。

学校管理者サイン

受託者名:

市立学校プール清掃業務 実施報告書

作業日	:令和	年	月	日
学校名	:			
写 真	孫 付			
(清	掃 前)			
(清	掃後)			
(備考				

質問書

令和3年 月 日

商号又は名称	
担当者氏名	
電話番号	
FΑΧ	

件名:

上記件名にかかる設計(仕様)書の内容等について、次のとおり質問します。

設計(仕様)書の該当箇所	質問內容

(注意)質問がある場合は、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、FAXまたは電子メールにて提出すること。(ただし、FAXの場合は提出した旨を担当部署へ必ず電話で連絡すること。)

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和3年2月2日

種目名 その他の委託等

	契約番号	件 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		

^{※「}横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印

件名		
<i>I</i>		
1/14/24		
11/4		

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注文者	受注区分	件	名	業務内容	契約金額	履	行
		11	н	77 17 11	(千円)	期	間
	□ 元請□ 下請						からまで
	□元請□下請						からまで
	□ 元請□ 下請						からまで

- ※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市 水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理 者」と読み替えるものとする。
- (注意) 1 案件ごとに提出してください。
 - 2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。 なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。
 - 3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を()で記載してください。 その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

別記様式1

入札 (見積)

令和 年 月 \exists

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札 (見積) いたします。

			億	千	百	+	万	千	百	+	円
金	額										

件	名			

(注意)

入札(見積)書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もっ た契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。 これによらない方法での入札(見積り)を指示された場合は、それに従うこと。

- 1「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、 交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20 年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の 権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定に より 読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。